

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 9 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘 ・4 田村 明
5 若林 卓哉・8 喜多 義幸・10 田中 茂人・11 清水 喜代己
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹
以上 1 2 名

欠 席 委 員 9 竹尾 泰・23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：向出主査
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 12 平松 崇己・21 坂野 大徹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 7 号 買受適格証明願について
報告第 8 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 8 号 非農地証明願について
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 1 0 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は9番 竹尾 泰委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 12番 平松 崇己委員、21番 坂野 大徹委員よろしくお願いします。
 それでは初めに、会長専決等の報告等に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から10で、件数は10件、合計面積は36,374㎡で、その内訳は田が35,045㎡、畑が1,329㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 4ページから13ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から17で、件数は17件、合計面積は76,259.08㎡で、その内訳は田が48,103.1㎡、畑が27,248.40㎡、その他が907.58㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 14ページをお願いします。
 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
 番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成元年8月15日でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は99㎡で、すべて畑でございます。
 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 15ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 一般個人住宅用地
 以上、件数は1件、合計面積は638㎡で、全て田でございます。
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 庭用地
番号2 戸建住宅用地
番号3 駐車場用地
番号4 共同住宅用地
番号5 老人ホーム用地
番号6 事務所用地
番号7 分家住宅用地
番号8 駐車場用地
番号9 一般個人住宅用地
番号10 宅地分譲用地
番号11 駐車場用地

以上、件数は11件、合計面積は6,760㎡で、その内訳は田が4,183㎡、畑が2,577㎡でございます。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 資材置場用地（一時転用）

以上、件数は1件、合計面積は165㎡で全て畑でございます。

19ページをお願いします。

報告第7号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 宅地造成

番号2 宅地造成

以上、件数は2件、合計面積は1,154㎡で全て田でございます。

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数2件、合計面積は1,154㎡で、全て田でございます。

20ページをお願いします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 水稻・小麦・飼料稲、耕作面積 田で94.4ha、合計94.4ha。

番号2 _____、主たる耕作物 花苗・野菜苗、耕作面積田で4ha、合計4ha。

番号3 _____、主たる耕作物 小麦・大豆、耕作面積 田で11.5ha、合計11.5ha。

番号4 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田で101.4ha、畑で1.4ha、合計102.8ha。

番号5 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田で24.3ha、畑で0.4ha、合計24.7ha。

番号6 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田で80ha、畑で0.7ha、合計80.7ha。

以上件数は6件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、21ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町南野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 900㎡、受人 ____、面積 18,299.34㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 神戸、申請地 野田千束____、登記地目・現況地目とも田、面積 557㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号3、地区 神戸、申請地 野田千束____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,104㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大笹____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 571㎡ 外6筆、合計面積 3,180㎡、受人 ____、面積 10,053㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

22ページをお願いします。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大笹____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 452㎡ 外2筆、合計面積 980㎡、受人 ____、面積 10,053㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外1筆、合計面積 377㎡ 受人 ____、面積 8,193㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は6件、合計面積は7,098㎡で、このうち田が5,293㎡、畑が1,805㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番若林です。現地調査しましたが、何ら問題ないので許可をお願いします。
議 長	番号2、番号3 地区 神戸、お願いします。
小澤委員	1番小澤です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	番号4、番号5 地区 棕本、お願いします。
田中委員	10番田中です。竹尾さん欠席ですので私から報告させていただきます。 現地確認させて頂きました4番、5番、親戚同士で問題ございませんのでよろしく報告してもらおうということでした。
議 長	番号6 地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。特に問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号1から番号6について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23ページをお願いします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)、でございます。 番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野四反長____、登記地目・現況地目とも田、面積 992㎡、借人 _____、面積 763, 654㎡、貸人 _____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、相手方の要望のためです。 以上、件数は1件で、合計面積は992㎡で、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 一身田、お願いします。
田村委員	4 番田村です。9 月 9 日に現地確認をいたしました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議なしという発言でした。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 2 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	2 4 ページをお願いします。 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本愛宕町_____、登記地目 畑、 現況地目 雑種地、面積 4 7 2 m ² 、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 昭和 3 9 年頃から駐車場・建築物等に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、面積は 4 7 2 m ² で、畑でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 棕本、お願いします。
田中委員	1 0 番田中です。竹尾さんに変更私が報告させていただきます。 9 月 9 日に現地確認をして参りました。事務局の説明がありましたが、すでにもう駐車場になっておりまして、問題ないのでよろしく報告してくださいということでございましたので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	25ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。 番号1、地区 片田、申請地 片田久保町狐河____、登記地目・現況地目とも畑、面積 733㎡ 外24筆、合計面積 6,317.01㎡、受人____、渡人____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、5479.1㎡、パネル設置率は、55.2%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 27ページをお願いします。 番号2、地区 上野、申請地 河芸町上野八幡谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 99㎡ 外1筆、合計面積 909㎡、受人____、渡人____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、30.7%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は7,226.01㎡で、このうち田が1,955㎡で畑が4,772㎡、その他が499.01㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 片田、お願いします。
小澤委員	1番小澤です。9日に現地確認させて頂きました。太陽光発電設置ということで、道に面していますが、周りには影響ないということで、問題ないかと思います。
議 長	番号2、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号1と番号2について、地元委員さんから、異議なしということでござい

ました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 28ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里野田町南所____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,480㎡の内199㎡、借人____、貸人____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は199㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。事務局の説明通り何ら問題ないので、許可をよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 29ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町赤部井狭間____、登記地目・現況地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 190㎡、借人____、貸人____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は190㎡で、すべて畑でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。
番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町大門_____、登記地目・現況地目とも田、面積 942㎡ 外1筆、合計面積 947.21㎡、地上権者_____
、地上権設定者 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、464.16㎡、パネル設置率は、49%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は947.21㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番坂野です。9月9日、地元推進委員と事務局で確認して参りました。
この辺りは国道23号線と_____の北で、問題ないと思います。やむを得な

と思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のなしという発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 31ページをお願いします。

議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 _____、対象地 高野尾町西豊久野 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 495㎡ 外1筆、合計面積 1,174㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和57年11月14日撮影）により、対象地に昭和57年に自宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。9日に現地調査をしまして、事務局の説明通りで、問題ないと思いますので、許可をよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することといたします。

次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください

い。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借で29,912㎡、畑の賃貸借で4,526㎡、契約件数は10件でございます。

河芸地区につきましては、該当がございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で29,675㎡、畑の賃貸借で1,329㎡、契約件数は6件でございます。

芸濃地区につきましては、該当がございませんでした。

美里地区につきましては、田の所有権移転で7,113㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、所有権移転を合わせて66,700㎡、畑の集積は、賃貸借で5,855㎡、合計契約件数は18件、合計面積は72,555㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区5件、安濃地区4件で合計9件、合計面積は57,428㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で79.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は2ページにあります1-6-2の外5件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-1についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	この件についていかがでしょうか。
部会委員	3－1 該当P20 ＜一同 異議なし＞
議 長	ありがとうございました。 入室してください。
	＜ 入 室 ＞
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次に議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）、でございます。 1ページをお願いします。 件数は1件、合計面積は7,753㎡で、すべて田でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	＜一同 意見なし＞
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時30分

令和6年9月18日

議事録署名者

議事録署名者
